

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、武雄市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和5年8月8日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：武雄複合店舗

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字富岡字六田12671番1 外

2 届出の内容

・大規模小売店舗の名称

・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見の概要

意見なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和5年8月8日から

令和5年9月8日まで